

諮問第2号 廃棄物処理手数料の改定について

1. 改定の目的

家庭ごみの有料化制度の導入に合わせ、事業系ごみについても減量・資源化を推進し、相乗効果をあげるため、11年間据え置いてきた廃棄物処理手数料を改定する。

2. 改定の考え方

- ・基本料金（埋立処分のうち500kg以下のもの）については、家庭ごみの持ち込みが多く、有料化制度との整合性を図る必要があることから最小限の改定を行う。
- ・その他の料金については、処理原価12円を上回らないこととし、中核市や近隣市町等の手数料並みの改定とする。

3. 改定案

（消費税相当額を含む）

区 分		手数料改定の推移				改定案 (改定率)
		H6	H8	H12	H17	
埋立〔戸室新保埋立場〕	基本料金 (500kg以下のもの)	1,000円	1,200円	1,400円	1,400円	1,500円 (7%)
	500kgを超え2t以下のもの (kgあたり)	3.09円	5.15円	6.30円	8.64円	11円 (27%)
	2tを超えるもの (kgあたり)	4.12円	6.18円	7.35円	9.72円	12円 (23%)
焼却〔環境エネルギーセンター〕(kgあたり)		4.12円	5.15円	6.30円	8.64円	11円 (27%)

2年間	4年間	5年間	11年間
改定率47%	改定率21%	改定率31%	改定率26%

4. 改定時期

家庭ごみ有料化制度の導入に合わせて実施

5. 手数料の用途

将来のごみ処理施設の整備に備え、廃棄物処理施設整備積立基金に積み立て

〈参考〉他都市・民間の状況（平成27年4月現在）

〈中核市〉 45市

	平均	最高	最低
焼却	12.5円	35.0円	2.6円
埋立	12.2円	35.0円	3.2円

〈近隣市町〉

	白山市・野々市	かほく市 内灘町・津幡町
焼却	10円	10円
埋立	10円	10円

〈民間〉

焼却	35円
埋立	32円